

中学校教諭1種免許状(数学)  
高等学校教諭1種免許状(数学)

教科及び教科の指導法に関する科目

●印は中高共通必修科目です  
▲印は高校用必修科目です  
■印は中学用必修科目です

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	本学での必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	代数学	1以上	●行列と連立1次方程式	2		4
			基礎数学	2		
			●代数学	2		
	幾何学	1以上	●ベクトル空間と線形写像	2		4
			●複素数	2		
	解析学	1以上	●一変数の微分法	2		6
			●一変数の積分法	2		
			応用数学	2		
			●三角関数・指数関数・対数関数	2		
	「確率論、統計学」	1以上	●確率論	2		4
			●統計概論	2		
	コンピュータ	1以上	●データ解析入門	2		2
			プログラム言語I	4	閉講	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	中学8以上 高校4以上	●数学科教育法I	2	中高共通	中学8 高校4
			▲数学科教育法II	2	高校のみ	
■数学科教育法III			2	中学のみ		
■数学科教育法IV			2	中学のみ		
■数学科教育法V			2	中学のみ		
法定必要単位数合計		中学28 高校24	本学での必要(必修)単位数合計			中学28 高校24

※カリキュラム('22)からカリキュラム('24)への改正に伴う上記科目の読み替えについて  
2024年度以降は、カリキュラム('24)に基づいた科目を開講することとなります。これに伴い、数学科教育法については1～IVまでが開講され、カリキュラム('22)が適用となる方については、以下のとおり科目の読み替えが必要になります。  
・2023年度以降に開講される「数学科教育法II」(2単位)を修得することで、高校用の「数学科教育法II」(2単位)と中学校用の「数学科教育法IV」(2単位)に読み替えます。  
・2023年度以降に開講される「数学科教育法IV」(2単位)を修得することで、「数学科教育法V」(2単位)に読み替えます(中学校の免許状のみ)。

## 中学校教諭1種免許状(数学) 高等学校教諭1種免許状(情報・商業・数学)

### 教職免許法施行規則 第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数
科目区分	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	
日本国憲法	2	憲法	2		2
体育	2	健康科学	1		2
		健康とスポーツ	1		
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅱ(初級英会話)	2	2科目中1科目を選択します	2
		英語Ⅳ(中級英会話)	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2
法定必要単位数合計		本学での必要(必修)単位数合計			8

※2023年度より本学のカリキュラム改正に伴い、開講科目が変更となりました。そのため、「健康科学」(1単位)と「健康とスポーツ」(1単位)は、「健康科学」(2単位)を修得することにより、各1単位に読み替えます。

## 高等学校教諭1種免許状(情報・商業・数学)

### 大学が独自に設定する科目

大学が独自に設定する科目の8単位は、A～Dの中から任意で選択します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する授業科目			本学での必要単位数	
科目区分	法定必要単位数	科目名	単位数	備考		
大学が独自に設定する科目	12	道徳教育の理論と実践	2	A「道徳教育の理論と実践」(2単位) B 53～55ページの免許状申請科目ごとに必修科目以外の科目(●のついていない科目) C 57ページの選択必修2科目(▲印)のうち選択しなかった科目(2単位) D 教育実習Ⅲ(2単位)	A-Dから任意で8単位分を選択します	8
法定必要単位数合計		本学での必要(必修)単位数合計			8	

※中学・高校数学免許状を両方取得する場合は、中学数学の必修科目である「道徳教育の理論と実践」「教育実習Ⅲ」を修得することで、高等学校教諭1種免許状の「大学が独自に設定する科目」4単位分も修得済みとなります。よって、残り4単位分をこれ以外の科目で修得することとなります。

#### 《注意》

大学が独自に設定する科目の8単位は、免許教科ごとに単位修得が必要となりますが、A、C、Dの各2単位については、どの免許教科にも有効な単位として利用できます。よって、A、C、Dの単位を修得した場合は、免許教科ごとに8単位から「A、C、Dの修得単位合計」を差し引いた単位を、Bの科目から修得することとなります。

例：情報と商業の免許状を取得する場合、「道徳教育の理論と実践」を単位修得した場合、免許状申請教科ごとに必修科目以外は、情報で6単位、商業で6単位の修得でよいこととなります(それぞれの教科の選択科目だけで修得する場合、8単位×2教科=16単位必要ですが、この例であれば14単位でよいこととなります)。

「大学が独自に設定する科目」は、法定必要単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の5単位が充当されます(本学必要単位28単位-法定必要単位23単位=5単位)。

そのため、「大学が独自に設定する科目」として12単位必要なところ、上述の5単位が充当されますので、残り7単位(12-5=7)の修得が必要となりますが、対象科目に1単位科目が存在しないことから「大学が独自に設定する科目」について本学での必要単位は8単位となります。

高等学校教諭1種免許状（情報・商業・数学）

教育の基礎的理解に関する科目

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

教育実践に関する科目

（●印は必修科目です）  
（▲印は選択必修科目です）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	法定必要単位数	科目名	単位数	備考	本学での必要単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	●教育原理	2		12
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		●教職概論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		▲教育社会学	2	2科目中1科目 選択必修	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		▲教育制度論	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		●教育心理学	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		●特別支援教育論	2		
道徳、総合的な学習の時間、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	8	●教育方法論と総合的な学習の時間の指導法	2		11
	教育の方法及び技術					
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		●ICT活用の理論と実践	1		
	特別活動の指導法		●特別活動論	2		
	生徒指導の理論及び方法		●生徒指導	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		●学校教育相談	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		●進路指導	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3	●教育実習Ⅰ	1	事前・事後指導	3
			●教育実習Ⅱ	2		
			教育実習Ⅲ	2		
	教職実践演習	2	●教職実践演習（中・高）	2		2
法定必要単位数合計		23	本学での必要（必修）単位数合計			28

## 履修上の留意事項

- ① 各自対象となるカリキュラムの履修科目一覧における本学必修科目を全て修得する必要があります（他大学等で修得した免許状の申請に有効な既修得単位を所持している場合を除く）。
- ② 教育実習は、教育実習受講資格を得なければ受講できません。教育実習を受講する前年度末までに、教育実習受講資格における修学の要件として定められている科目・単位数を修得しておく必要があります。（61～64ページ参照）
- ③ 本学のカリキュラムにおいて「教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）」と「第66条の6に定める科目」は卒業要件に含まれますが、「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」は卒業要件に含まれませんので、卒業と同時に免許状の取得を目指す場合は、十分な履修計画を立て、学習を進めてください。
- ④ 「教職実践演習（中・高）」のみの履修はできません。原則、本学において「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ（中学のみ）」の単位を修得した方のみ履修することができます。
- ⑤ 中学校教諭1種免許状（数学）と高等学校教諭1種免許状（数学）の同時取得を希望の場合、中学校教諭1種免許状の必要単位の他に以下の単位を修得します。
  - ・大学が独自に設定する科目：4単位
 ※カリキュラム（'22）上では、高校数学の免許状取得にのみ必要な単位として「教科及び教科の指導法に関する科目（各科目の指導法）：数学科教育法Ⅱ（2単位）」も併せて必要となりますが、2023年度以降の「数学科教育法Ⅱ（2単位）」は中高共通科目となるため、この科目を修得することで、高校の免許状取得に必要な「数学科教育法Ⅱ」（2単位）と中学校の免許状取得のために必要となる「数学科教育法Ⅳ」（2単位）の両方に読み替えが可能となります。